

「火災予防分野における技術カタログ」に掲載する新たな点検技術 公募要領

1. 目的

消防庁では、消防法令に基づく消防用設備等、防火対象物、防災管理対象物の定期点検について、効果的に点検の目的を達成できるよう、従来の点検方法にとらわれず、デジタル技術等を活用した新たな点検技術を取り入れていくこととしています。

本公募の実施により技術を収集し、点検基準への適合性等が認められる新たな点検技術については、消防庁ホームページにて公表している「火災予防分野における技術カタログ」に掲載して周知することを目的としています。

2. 公募の対象等

(1) 対象者

定期点検に活用できる新たな点検技術を保有する企業、消防用設備等メーカーなど

(2) 対象とする技術

次に掲げる点検に活用できる新たな点検技術

- 消防法第8条の2の2の規定による防火対象物の点検
- 消防法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検
- 消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の2の規定による防災管理対象物の点検

(3) 必須要件

応募する技術が以下の3つの要件を満たすことについて、応募者にて十分な検証を行い、根拠をもって説明できるようにした上で応募するようお願いします。

- 対象となる点検の基準の項目を確認できること
- 周囲の人員や物品に危害を及ぼさないこと
- 既存の設備の機能に悪影響を及ぼさないこと

(4) 新たな点検技術の例

- 自動的に電圧値や水位などの数値等を計測する機能（自動試験機能）
- センサー等により機能等の異常時にアラートを発する機能（監視機能）
- カメラ等による映像の撮影・記録機能（監視機能）
- 海外で実装されている自動試験機能や監視機能 など

上記はあくまで例示であり、これらに類似する技術の応募に限定するものではありません。

3. 応募方法

(1) 応募書類

以下の書類の電子ファイルを提出してください。

■火災予防分野における新たな点検技術 応募様式 (Microsoft Word ファイル)

■その他参考資料 (PDF ファイル等)

応募書類の作成に際しては、別紙2「応募書類の作成要領」を必ず確認してください。なお、提出された応募書類は、返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

(2) 提出先

下記メールアドレスあてに電子ファイルを送付してください。

E-Mail: yobo_atmark_soumu. go. jp (消防庁予防課)

kikaku10_atmark_fesc. or. jp (一般財団法人 日本消防設備安全センター)

※令和7年度消防庁から一部事務を一般財団法人 日本消防設備安全センターへ委託。

スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

添付ファイルの容量が大きく、通常の電子メールで送付できない場合は、ご相談ください。

(3) 募集期間

令和7年 9月18日(木) ~ 10月24日(金) 正午

4. 応募された技術の評価方法

応募された技術は、事務局にて書類審査を行った後、外部の有識者等により構成する「火災予防分野における点検技術評価会議」(以下「評価会議」という。)において審査し、「火災予防分野における技術カタログ」への掲載の適否を判断します。

なお、書類審査及び評価会議を実施する前に、応募された技術の詳細について確認するため、応募書類の修正や追加資料の提出を事務局から個別にお願いする場合があります。

(1) 書類審査

応募書類を事務局にて審査し、評価会議に供する案件を選考します。なお、応募様式で必須要件の内容を把握できない場合は、首都圏において実機でのデモンストレーションを応募者負担により依頼する場合もございますので、ご了承の上ご応募ください。

(2) 評価会議

① 応募者によるプレゼンテーション

応募された技術について、応募者から応募書類を編集したプレゼンテーション用資料を用いて説明(各技術10分程度)し、その後質疑応答(各技術10分程度)を行います。

プレゼンテーションの資料は、動画資料を使用することも可能です。

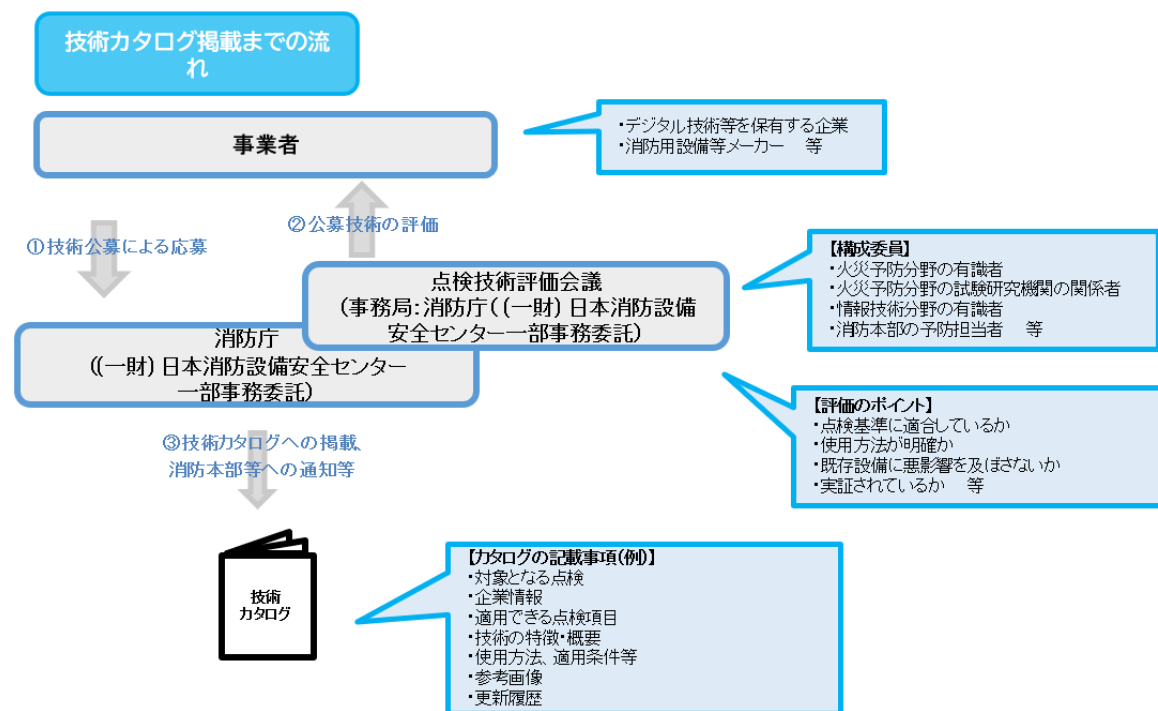
なお、発表時間等は、現時点の目安であり、応募件数に応じて変更になる場合もあります。

② 評価会議の構成員による審査

評価会議は非公開で行います。

評価会議の構成員のうち、個別の案件と利害関係があると考えられる者は、評価の公平性のため、当該案件の評価から除外します。

評価会議の構成員は、取得した一切の情報を、構成員としての任期だけでなく、その後においても第三者に漏洩しないこと等の秘密保持を遵守することを義務付けています。



5. 新点検技術の公開

評価会議において「火災予防分野における技術カタログ」に掲載することが適当と評価された技術は、消防庁ホームページにて公表している当該カタログに掲載されます。

(掲載ページ URL) <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/technology/catalog.html>

6. 事務局

令和7年度については、消防庁予防課及び消防庁から一部事務を委託した一般財団法人日本消防設備安全センターにおいて実施します。

なお、本技術公募に関する問合せは以下の連絡先までお願いいたします。

総務省消防庁 予防課

TEL : 03-5253-7523

E-Mail : yobo_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

なお、評価途中における経過等についての問合せには応じられません。評価結果は、応募者への通知等によりお知らせします。